令和 5 年度 山梨地方労働審議会 第 1 回 婦人服製造業 最低工賃専門部会 議事録(一部議事概要)

1 日 時:令和6年2月7日(木) 午後1時26分~午後4時22分

2 場 所:山梨労働局1階会議室

3 出席者:公 益 代 表:落合委員、今井委員

家内労働者代表:小林委員、岡本委員、白倉委員委託者代表:遠藤委員、鈴木委員、山岸委員

事務局:岡村労働基準部長、井上賃金室長、平出室長補佐

4 議事

- (1)婦人服製造業最低工賃改正に係る諮問及び専門部会委員の指名について
- (2)部会の運営等について
- (3)意見聴取結果について
- (4)最低工賃の改正額等について(改正審議)
- (5)その他

5 最低工賃専門部会審議

(賃金室長)

本日は、皆様御多用のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。 ただいまから、山梨地方労働審議会第1回婦人服製造業最低工賃専門部会を開催 いたします。

本日は第1回目の会議ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局で進行させていただきます。

本日は、公益委員の岡松委員から欠席の御連絡をいただいております。

また、委託者側の鈴木委員から遅れるとの御連絡をいただいておりますが、地方 労働審議会令第8条第3項の規定により準用した同条第1項の規定により、本部会 を開催し、議決することができますことを御報告いたします。

また、本部会は一般に公開しておりますが、事前に公示をいたしましたところ、 傍聴希望者はありませんでしたので併せて御報告いたします。

(賃金室長)

続きまして、次第2の部会長の選出及び部会長代理の指名に入ります。

最低工賃専門部会の部会長につきましては、地方労働審議会令第6条第5項により、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。」とされています。

事前に公益委員で協議等をしていただいておりますので、結果につきまして今井 委員から御報告をお願いいたします。

(今井委員)

それでは、私から報告、推薦させていただきます。

事前に公益委員で協議した結果、部会長には地方労働審議会本審の委員でもあります落合委員を推薦させていただきたいと思います。

(賃金室長)

ただいま、今井委員から「部会長に落合委員を」との御推薦をいただきましたが、 いかがでしょうか。

(委員一同)

(異議なし。)

(賃金室長)

ありがとうございます。

全会一致で部会長に落合委員が選出されました。

続きまして、部会長代理の選出についてですが、部会長代理につきましては、地方労働審議会令第6条第7項により「部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とされています。

落合部会長から部会長代理の指名をお願いいたします。

(落合部会長)

ただいま部会長に選任されました落合です、よろしくお願いいたします。 それでは、部会長代理は、今井委員にお願いしたいと思います。

(賃金室長)

ありがとうございました。

それでは、部会長は落合委員、部会長代理は今井委員に決まりましたので、お手元の名簿につきまして、部会長の落合委員の御名前の左側に二重丸の記号を、部会長代理の今井委員の御名前の左側に丸印の記号を記載していただきますようお願いいたします。

それでは、落合部会長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

【 議事(1)婦人服製造業最低工賃改正に係る諮問及び 専門部会委員の指名について 】

(落合部会長)

それでは議事に入ります。

まず、最初の議題である「婦人服製造業最低工賃改正に係る諮問及び専門部会委員の指名について」、事務局から御説明をお願いできますでしょうか。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

お手元に配布しております資料のうち、表紙に審議資料と書かれております資料 を御用意いただければと思います。

審議資料の1ページ目を御覧ください。

こちらは、1月 19 日に開催しました、山梨地方労働審議会家内労働部会におきまして、「山梨県婦人服製造業最低工賃について、改正決定の必要性がある」との御結論をいただきましたので、これを受け、同日付けで、山梨労働局長から山梨地方労働審議会の会長に諮問をさせていただきました、その写しでございます。

なお、家内労働法第 21 条第 1 項の規定によりまして、審議会は、最低工賃の改正の決定について調査審議を求められたときは専門部会を置かなければならないとされております。

この専門部会の設置につきましては、令和5年11月21日に開催されました地方 労働審議会の本審におきまして、改正諮問があった場合には本審を開催することな く最低工賃専門部会を設置することについて、あらかじめ決議をいただいておりま すので、労働局長から地方労働審議会会長へ改正諮問を行うことにより、本日のこ の最低工賃専門部会が設置されました。

また、本審におきまして、会長から最低工賃専門部会の委員につきましても指名 をいただいておりますので、皆様には家内労働部会に引き続き、最低工賃専門部会 の委員としてお集まりいただいているところでございます。

さらに、本専門部会の部会長である落合委員は、本審の委員でございますので、 地方労働審議会令第6条第8項により、本専門部会の決議をもって審議会本審の決 議とすることができることとなっております。

この点につきましても、令和 5 年 11 月 21 日に開催されました本審において決議 いただいているところでございます。

以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明について、委員の皆様方から御質問等はございましたら、お願いいたします。

(各側委員)

(質問等なし。)

【 議事 (2)部会の運営等について 】

(落合部会長)

よろしいでしょうか。

では、次の議題である「部会の運営等について」、こちらも事務局から御説明を お願いできますでしょうか。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

審議資料の3ページを御覧ください。

家内労働関係の審議会の運営についての資料になります。

上から順に説明いたしますが、本年1月19日に開催されました家内労働部会におきまして、「最低工賃の改正決定の必要性あり」との御結論をいただきましたので、同日付けで地方労働審議会会長あてに改正諮問をさせていただきました。

これと併せて、同日に最低工賃の改正決定に係る意見聴取に関する公示を行いましたが、特に意見の申出はございませんでした。

これにより、本日、最低工賃専門部会を開催しております。

本日は、審議の上、結審いただき、御答申をいただきたいと考えておりますので、 どうぞよろしくお願いいたします。

本日御答申をいただいた場合、本部会終了後、速やかに答申の内容及び異議申出に係る手続きにつきまして、労働局の掲示板に公示いたします。

答申内容に対する異議申出の期間は、意見公示の翌日から 15 日以内となっておりますので、2月22日が異議申出の締切日となります。

異議の申出がなされた場合には、家内労働法第9条第3項の規定によりまして、 労働局長は、当該申出について、審議会に意見を求めなければならないとされてい ますので、別途地方労働審議会の本審を開催して御審議いただくこととなります。

なお、例年、異議申出はございませんが、異議申出がない場合は、異議申出の締切日が到来した後、官報公示の手続を行い、手続きが最短で進んだ場合には3月18日に公示が行われることを予定しております。

そして、官報公示後 30 日経過した 4 月 17 日に、改正された最低工賃の法定発効となります。

なお、官報公示の手続きの進行状況によりまして、発効日がずれる場合がございます。

最後に、資料の一番下になりますが、本日の部会報告につきましては、先般開催されました家内労働部会の報告と共に、3月12日に開催予定の地方労働審議会の本審におきまして報告することとしております。

以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいまの御説明について、委員の皆様から御質問、御意見等はございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(落合部会長)

それでは、次に議題の(3)「意見聴取結果について」に入りたいと思います。 関係家内労働者及び委託者から意見聴取を実施した結果について、事務局から御 説明をお願いします。

【 議事 (3)意見聴取結果について 】

(賃金室長)

説明させていただきます。

資料の9ページを御覧ください。

関係委託者及び家内労働者から意見聴取した結果をまとめた資料になります。

9ページの項目1に意見聴取の対象者を記載しております。

委託者につきましては、家内労働実態調査において、最低工賃が設定されている 業務を家内労働者に委託していると回答した委託者 10 社に対して実施し、9社か ら御回答をいただきました。

家内労働者につきましては、同じく家内労働実態調査において最低工賃が設定されている業務を受託していると回答した家内労働者のうち、委託者から調査実施を承諾いただけた方全員を対象に実施し、9名の方から回答をいただくことができました。

項目2からは、委託者からの意見聴取結果となります。

ここから、14 ページにかけまして、委託者から各項目について聴取した結果を 整理して記載しております。

このうち、工賃の改定に関連する項目について説明いたします。

まず、12ページを御覧いただければと思います。

項目2の7の工賃の改定状況ですが、令和2年度以降について、E社とH社の2 社のみが、改定を行ったとの回答になっています。

次に、14ページを御覧ください。

2の 12 の現状の最低工賃設定業務に関する意見ですが、9社とも設定業務について、意見はないとの回答となっています。

次に2の 13 の最低工賃制度または最低工賃額に対する意見の項目ですが、特にない、の回答が最も多かったほか、2社が最低工賃額引き上げに否定的な回答でした。

次に15ページを御覧ください。

家内労働者から意見聴取した結果を記載しております。

aからeの方が、婦人服縫製関係ですが、今回直接お話を伺ったところ、最低工 賃設定業務を受けている方はdのお一人だけとなっております。

fからiの方が、ニット関係ですが、最低工賃設定業務としては、オーバーロックミシンによる縫製がお二人、リンキングミシンによる取付けがお二人となっています。

次に 16 ページをお開きいただきまして、3の4の最低工賃設定業務に係る時間 当たりの作業量、1か月あたりの工賃収入金額の項目を御覧ください。

時間当たりの作業量等の項目では、工賃設定業務を行っている方にお尋ねした 1 時間あたりの作業量を記載しておりますが、皆様からの共通のお答えとしては、工賃設定業務のみをやっているわけではなく、その他の工程を含めて作業をしているため工賃設定業務単独での作業量はわからない、というお答えでありましたので、仮に単独で作業をしたらとして、なんとかお答えいただいた結果となっております。

最後に 18 ページの3の7の現在の最低工賃設定業務と最低工賃額に対する意見 の項目ですが、御意見のある方はいらっしゃいませんでした。

意見聴取の結果につきましては、以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいま意見聴取結果について御説明をいただきましたが、ただいまの説明に関 して、委員の皆様、御質問等ございますでしょうか。

(岡本委員)

ちょっと一点いいですか。

(落合部会長)

はい。

(岡本委員)

あの、15ページの3の1のところで、dの方のみとおっしゃったのが。 もう一度教えてもらっていいですか。

(賃金室長)

aからeの家内労働者の方が婦人服製造業最低工賃の適用を受ける仕事をやられている家内労働者なんですけれども、最低工賃設定の業務をやられている方はdのまとめと書いてある方だけで、ほかの方は婦人服縫製には変わりはないんですけれども、最低工賃設定以外のお仕事をされている方ということになります。

(岡本委員)

そうすると、16 ページのところで、3 の 4 ですけど、f、g、h、i の方も回答をしているんですが、工賃設定業務じゃないということでいいですか。

回答は寄せているけど、回答は関係ない回答。

(賃金室長)

まとめ方がちょっとわかりづらくなっているんですけれども。

a から e の方が婦人服縫製のお仕事で、 f から i の方はニット製品製造業の方です。

婦人服縫製のほうではdの方が最低工賃設定業務で、fからiの方はニット製品で、ニット製品の最低工賃設定業務をやられているという。

(岡本委員)

そういうことですか、わかりました。

(落合部会長)

岡本委員、今の御説明でよろしいですか。

では、ほかの委員の方、何か御質問等ございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(落合部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、次の議題である最低工賃額の改正について審議に入りたいと思います。 まず、事務局から、簡単に資料等の説明をお願いできますか。

(賃金室長)

それでは説明します。

資料の21ページを御覧ください。

こちらの資料は先月の家内労働部会で用意いたしました資料ですが、一部修正したものとなります。

修正した箇所は、23 ページの下から2つ目の表のうち薄い黄色となっている箇 所がありますが、こちらが修正した箇所ということになります。

家内労働部会で用意いたしました際は、事業所の支払工賃の最低額が 65 円と、 最低工賃額を下回っておりましたことから、先ほど説明いたしました意見聴取を実 施する際に、家内労働者の認識の確認をするよう、委員からお話をいただいていた 事項となります。

今回、直接確認をしましたところ、当該委託者と家内労働者間では、ここ5年ほど、リンキングミシンによる取付けの作業は実際には委託されておらず、仕事がない以上、委託工賃の見直しの必要もなかったという状況でしたので、実態調査の調査票には、仕事を出していた当時に設定していた工賃額を記載いただいたということでございました。

したがいまして、こちらの資料につきましては、現在実際に仕事を出している委託者のうちの最低額 100 円に修正しまして、改めて作成し、用意いたしました資料となります。

次に25ページを御覧ください。

こちらは、本日の審議の参考としていただくために、これまでの最低工賃額改定 の推移、実態調査で把握しました委託者が実際に支払っている工賃単価の最低額、 山梨県最低賃金の引上げ率、最低賃金引上げ率を工賃に当てはめてみた場合の金額、 を取りまとめた資料となります。

こちらは、必要に応じて御活用いただければと思います。

次に、27ページを御覧ください。

こちらからは、先月の家内労働部会の際にお配りした山梨県内の経済指標関係の 新しいデータとなります。

27ページからが令和5年11月分の「山梨県の賃金・労働時間及び雇用の動き」、45ページからが令和5年11月分の「山梨県の鉱工業指数」の資料となります。 資料の説明は以上でございます。

最後に、各側委員の皆様の控室について御案内をさせていただきます。

これから金額審議に入りますと、家内労働者側、委託者側の委員の皆様には、それぞれ別の部屋で待機いただくこととなります。

家内労働者側の委員の皆様には3階の相談室、委託者側の委員の皆様には2階の相談室を控室として御用意しております。

待機いただく際には、事務局が御案内いたしますのでよろしくお願いいたします。

また、各側の個別折衝を行う際には、この会場を使用いたしますので、控室で待機いただいている各側委員の皆様には、この会場に足をお運びいただくこととなります。

その際には、事務局が御案内に参りますので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいま審議に前もって資料等の説明を事務局からいただきましたが、ただいま の説明に御質問等ある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(落合部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、金額審議に入りたいと思います。

まず、各側から最低工賃改正に臨む基本的な御意見をお伺いしたいと思います。 家内労働者側、委託者側の順で御発言をお願いしたいと思います。

それでは、家内労働者側からお願いできますでしょうか。

(小林委員)

では、よろしくお願いいたします。

小林と申します。

お手元の資料も御覧いただきながらお願いしたいと思います。

婦人服製造業最低工賃改正にあたっての労働者側基本見解を述べさせていただきます。

婦人服製造業最低工賃の改正にあたり、労働者側委員は以下の基本的な見解に基づき、金額審議に臨みたいと考えておりますので、各側委員の御理解と御協力をお願いいたします。

まず始めに取り巻く環境ですけれども。

わが国の賃金水準は、依然として1997年時点の水準を回復していません。

2023 春季生活闘争等の結果、名目の所定内賃金は 2%程度上昇しているものの、 物価を加味した実質はマイナスで推移しています。

勤労者世帯の暮らしは厳しさを増しており、生活向上につながる賃上げを実現しなければなりません。

世界経済が減速している中で、賃上げなどにより可処分所得を増やし、内需の 6 割を占める個人消費を支えなければ景気の悪化を招く恐れがあります。

低所得層ほど物価上昇の影響が強く、生活がより苦しくなっており、マクロの個 人消費低迷の大きな要因となっています。

労働側への分配を厚くし、働く貧困層の解消を目指す必要があります。

続きまして、水準設定の現状ですけれども、詳しくはお読み取りいただければというふうに思っております。

かっこの2番に地域別最低賃金の推移を示させていただきました。

2022 から 2023 年にかけては 4.45%の上昇ということになっております。

最後に、審議に臨む基本的見解ですけれども。

以上の事から最低工賃については、3年毎の改定であること、山梨地方最低 賃金が毎年引き上げられていること、急激な物価の高騰、世界情勢の不安定等 を考慮するとともに、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るためにも、 実態に即した現実的な水準設定を望みます。

以上です。

よろしくお願いいたします。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいま小林委員から家内労働者側の基本的見解を承りました。

では委託者側、お願いいたします。

(遠藤委員)

委託者側の遠藤と申します。

よろしくお願いいたします。

先程、労働者側の委員の方の発表にもありましたけれども、やはり、近年の物価 上昇、それから賃上げの流れですね。これを考えると、やはり、家内労働者の皆さ んの生活の安定、これも考えなければならないということになると思います。

最低工賃の見直しはその一つとして避けて通れない問題だなと感じております。

ただ、最低工賃の検討に関しては、以下を踏まえて慎重に行っていくべきかなと 考えておりまして、一つは山梨県の最低賃金の状況ですね。

これはもう当然ながらここのところ上昇トレンドにありますし、最低賃金に限らず賃上げですね、これに関しても世の中全体的にですね、賃上げというのは進んでいるという状況ですから。

特に、前回の資料でいただいた、最低賃金の、3年前、令和2年から令和5年までの上昇率が11.9%ということがありますので、これは一つの目安にはなるのかなと思っています。

それから、他県と比べた時の本県の工賃の水準ですね、これも一つの参考材料かなと思ってますので、これも見ながら考えていきたいと思っています。

あとは、賃上げということもそうなんですが、やはり経営観点から見たときに、この業界の売り上げのトレンドであったりとか、あるいは、その実際の収益性、収益がどこまで上げやすい体質になっているのか、これも踏まえてですね、特に委託者側委員のお二方のお話も聞きながら、検討を進めていきたいと思っております。以上となります。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいま委託者側の遠藤委員から、物価上昇とか賃上げの傾向等を考えると、見 直しは避けて通れないといった御意見をいただきました。

それにあたっては令和2年から令和5年の最低賃金の上昇率 11.9%を目安に、 また本県の賃金の水準等も参考にしながら検討していきたいという御意見を頂戴い たしました。

ただいま各側から基本的な見解を伺ったところですが、各側の御意見を踏まえて、 更に補足で何か、ほかの委員の先生方、御意見等ございますでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(落合部会長)

よろしいですか。

それでは、各側から御意見をお伺いしましたので、これから公益委員による各側 との個別折衝に入りたいと思います。

まず、公益委員の打ち合わせを行いたいと思いますので、各側の委員には、一旦、 控室で待機をお願いしたいと思います。

少しお時間をいただいた後に、まずは、家内労働者側から御意見を伺います それでは、ここで、一旦、専門部会の審議を中断させていただきたいと思います。

(以下、個別に金額審議)

(議事要旨は以下のとおり。)

1 家内労働者側との折衝

ア 家内労働者側の主張

最低工賃を引き上げることで、若い人も家内労働をするようになることで、この産業が活性化することも考えなくてはならない。

また、最低賃金の上昇率はベースであって、この率で金額を決めるということは誤りであると思う。委託者側の示す 11.9%では、これまでの 3 年間の上昇に追いついただけであり、これからの 3 年間についても考える必要があると考える。

これまでの最低賃金の上昇、今後の賃金の上昇を考えるとおおむね 20%と 考えるが、この産業に関わっている人たちの生活の安定を考えたときに上を目 指したいとして、40%の率をもとに検討した引上げ額を提示。

イ 折衝の結果

各工程の引上げ額について、実際の支払工賃額等も考慮した結果として、工程ごとに 20% から 40% までの率を参考に検討した引上げ額が提示された。

その後、数次の公益委員の調整を経て、工程ごとに最低賃金上昇率から約20%までの率を参考に検討した引上げ額が提示された。

2 委託者側委員との折衝

ア 委託者側委員の主張

令和2年から令和5年までの3年間の最低賃金の上昇分は引上げる必要があると考えている。

しかし、家内労働が盛んであった時代から状況は変わり、現在は生活を担う若い人は家内労働には従事しておらず、昔から仕事をしている腕のいい方が高齢になっても、生きがいとか、こづかいのために家内労働をしているのが実態だと思う。

最低工賃というものは守らなければならないもので、全く経験のない方が初めてこの仕事についた場合でも支払わなければならないものである。

現在の婦人服製造業の家内労働の実態から、今後はこの制度を継続する必要性がなくなっていくと考えられるところ、そのような過渡期に無理な引き上げをすることは委託者も家内労働者もどちらの首も絞めることになりかねない。

現状、スキルの高い方がもらっている工賃額が最低工賃を超えているからと その超えている金額に合わせて最低工賃を設定する考え方は全く間尺に合わない。

業としてやっている方は、家内労働者の技術力に合わせて最低工賃より高い工賃で支払えばよいだけのことである。また、家内労働者側の示した 40%の金額では、委託者としては家内労働に出せない仕事が出てくるので、結果として家内労働者の仕事が減ってしまうことになるおそれがある。

皆さんが納得できる合理的な数字である、11.9%で考えることがよいと思う。

イ 折衝の結果

数次の公益委員の調整を経て、これまでの最低賃金の上昇率及び今後3年間の上昇率を考えると20%も是認できる範囲であるとして、一部工程について20%の率を参考とした引上げ額とする等とした。

(以上で金額折衝を終了)

(全体審議を再開)

(落合部会長)

では、専門部会を再開させていただきたいと思います。

各側の見解及び意見を基に個別折衝、議論を重ねさせていただきました。 ありがとうございました。

ここに公益案を提示するに至りました。

公益案はただいま配布させていただいたとおりです。

(落合部会長)

それでは、公益案を読み上げさせていただきます。

工程と改定された金額を読み上げさせていただきたいと思います。

そで口あきみせまつり、16円。

千鳥掛け、11円。

星入れ、17円。

ボタン付け、2つ穴のボタン、9円。

4 穴のボタン、11 円。

かぎホック付け、17円

スナップ付け、17円。

糸ループ付け、3センチメートルのものは10円。

同じく糸ループ付け、5センチメートルのものが11円。

×印しつけ止め、11円。

肩パット付け、42円。

オーバーロックミシンによる縫製、95円。

リンキングミシンによる取付け、89円。

手かがり、43円。

ということで公益案を提示させていただきたいと思います。

(落合部会長)

それでは、この公益案について採決をお願いしたいと思います。 慣例によりまして、まず、公益案に反対の委員の方、挙手をお願いします。

(各側委員)

(挙手なし。)

(落合部会長)

では公益案に賛成の委員の方、挙手をお願いします。

(各側委員)

(全員挙手)

(落合部会長)

ありがとうございました。

以上により、全会一致をもちまして公益案のとおり決定させていただきたいと思います。

(落合部会長)

次に、発効日についてお諮りさせていただきます。

本日結審となりますと、異議の申出がない場合には、法定発効として最短で4月 17日が発効日となりますけれども、その点について御異議はございませんでしょ うか。

(各側委員)

(異議なし。)

(落合部会長)

よろしいでしょうか。

次に、ただいまの当専門部会の審議経過等と結論を、3月 12 日開催予定の地方 労働審議会の本審において報告することになります。

事務局は部会報告案の作成と配布、朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは、お待たせいたしました。

部会報告案を朗読させていただきます。

案、令和6年2月7日。

山梨地方労働審議会会長、小澤義彦殿。

山梨地方労働審議会最低工賃専門部会部会長、落合圭子。

山梨県婦人服製造業最低工賃の改正決定について。

本専門部会は、令和6年1月19日、山梨地方労働審議会において付託された山 梨県婦人服製造業最低工賃の改正について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとお りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様の御名前がございますが、朗読は省略させていただきます。

1枚めくっていただきまして別紙になります。

山梨県婦人服製造業最低工賃を次のように改正決定すること。

山梨県婦人服製造業最低工賃。

1、適用する家内労働者。

山梨県の区域内で婦人服製造業に係る業務に従事する家内労働者。

2、適用する委託者。

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者。

3、第1号の家内労働者に係る最低工賃額。

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

表の各項目及び表の下の備考につきましては、朗読を省略させていただきますので、御確認をよろしくお願いいたします。

4、効力発生の日、法定どおり。

ページをめくっていただきまして、山梨県婦人服製造業最低工賃改正に係る審議経過の概要になります。

まず、下の表ですが、昨年 11 月 21 日に地方労働審議会の本審を開催いたしまして、家内労働部会等の設置と部会委員の指名をいただき、また、家内労働部会等の決議をもって本審決議とする専決決議について御了承いただきました。

次に、上の表になりますが、家内労働部会を本年1月19日に開催し、山梨県婦人服製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について御審議いただき、全会一致で必要性ありとの結論をいただきました。

次に、本日2月7日、最低工賃専門部会を開催し、最低工賃の改正決定について 全会一致で決議をいただきました。

以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいま、事務局で朗読した報告案について、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(落合部会長)

よろしいですか。

御異議がなければこの報告案のとおり、次回の本審に報告させていただきたいと 思います。

ただいま御了承いただきました当部会の結論は、山梨地方労働審議会運営規程第10条第1項及び昨年の11月21日に開催されました本審での決議により、本審を開催することなく、本審の結論になることとなっております。

つきましては、当専門部会において答申を行うことになりますので、労働局長あ ての答申文について、協議することとします。

答申の文案を事務局が作成しましたので、案の配付と朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、答申文の案を朗読させていただきます。

案、令和6年2月7日。

山梨労働局長、髙西盛登殿。

山梨地方労働審議会会長、小澤義彦。

山梨県婦人服製造業最低工賃の改正について、答申。

本審議会は、令和6年1月19日付け山梨労発基0119第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

2枚目以降は別紙等になります。

別紙等につきましては、先ほどの部会報告案と同じ内容でございますので、朗読 は省略させていただきます。

(落合部会長)

ただいま「答申(案)」について朗読していただきましたが、何か御質問等ございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(落合部会長)

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、本答申案は了承されたものといたします。 それでは、これから答申を行いたいと思います。

(落合部会長から労働基準部長に答申)

(落合部会長)

それでは、労働基準部長から御挨拶をお願いしたいと思います。

(労働基準部長挨拶)

ただいま落合部会長から、山梨県婦人服製造業最低工賃の改正答申をいただきま した。

本年 1 月 19 日付けで地方労働審議会会長に改正諮問をさせていただきましたこの最低工賃につきましては、コロナ禍からの活動正常化が進んでいるものの、物価の上昇や既往の原材料コスト高など雇用・経済への様々な影響が生じている厳しい状況の中で、御審議いただくこととなりました。

委員の皆様におかれましては、家内労働者や委託者の置かれております状況に十分に御配慮いただいた上で、真摯に御審議いただき、改めて感謝を申し上げたいと思います。

今後は、本答申を尊重いたしまして、改正に向けて速やかに所定の手続を行い、 改正された最低工賃につきましては、関係委託者、家内労働者にしっかりと周知す るとともに、その履行確保に努めてまいる所存です。

改めまして、答申に至るまでの各委員の御尽力に心から感謝を申し上げまして、 答申に当たっての御礼とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

(落合部会長)

ありがとうございました。

それでは最後の議題の「その他」に入ります。

各側で何かございますでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(落合部会長)

よろしいでしょうか。

事務局から何かありますか。

(賃金室長)

一点だけ説明させていただきます。

発効までの流れにつきまして、繰り返しになりますが、改めまして簡単に説明させていただきます。

本日御答申をいただきましたので、本部会終了後、速やかに異議申出に係る意見公示をさせていただきます。

異議の申出の締め切りは2月22日となります。

例年、異議はございませんので、異議がなければ官報公示の手続に入りまして、 最短で3月18日に官報公示がなされ、その30日後の、4月17日に発効となる見 込みとなります。

以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か質問等ございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(落合部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、以上で本専門部会の審議を終了いたします。

皆様方におかれましては、長時間にわたり御協力いただきましたことを、改めて 感謝を申し上げます。

なお、本日の議事録の確認は、小林委員と遠藤委員にお願いしたいと思います。 改めまして、本日は長時間ありがとうございました、お疲れさまでした。